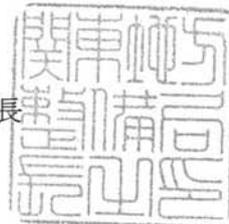


国関整水第141号の3  
(高崎河川国道事務所長経由)  
東京電力ホールディングス株式会社

平成24年2月29日付け群発管23第48号により申請のあった利根川水系吾妻川等における水利使用(変更)に関する河川法第23条及び第24条の許可(松谷発電所)については、別記により許可する。

平成28年12月1日

国土交通省関東地方整備局長



(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## 別 記

水利使用規則（昭和 57 年 3 月 11 日付け 56 建関水第 524 号）の全部を次のように改正する。

## 水 利 使 用 規 則

国関整水第 141 号の 3  
平成 28 年 12 月 1 日  
(松 谷 発 電 所)

## (目 的)

第 1 条 この水利使用は、水力発電のためにするものとする。

## (取水口等の位置)

第 2 条 取水口、注水口、放水口及び余水路吐口の位置は、次のとおりとする。

## 本 取 水 口

群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字松谷山 1575 番 3（鍛冶屋沢調整池）

## 集水用取水口

(1) 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原字遠西甲 2 番 1（吾妻川左岸）

(2) 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原字打越 346 番 3（白砂川右岸）

## 注水用取水口

群馬県吾妻郡長野原町大字林字久森 1574 番 1（久森沢川右岸）

## 注 水 口

群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字仲ノ瀬 4014 番 1（鍛冶屋沢調整池）

## 放 水 口

群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字雁ヶ沢 3641 番の 1（原町発電所取水口）

## 予 備 放 水 口

(1) 群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字雁ヶ沢 3660 番 2（吾妻川左岸）

(2) 群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字雁ヶ沢 3653 番 1（雁ヶ沢川右岸）

## 余 水 路 吐 口

群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字雁ヶ沢 3665 番 2（松谷発電所放水庭）

## (取水量等)

第 3 条 取水量及び使用水量は、次のとおりとする。ただし、最大取水量には、機器用冷却水  $0.051 \text{ m}^3/\text{s}$ 、封水  $0.001 \text{ m}^3/\text{s}$  及び計測器  $0.001 \text{ m}^3/\text{s}$  の取水を含むものとする。

## 最大取水量

本取水口（鍛冶屋沢調整池）  $25.60 \text{ m}^3/\text{s}$

集水用取水口（吾妻川左岸）  $18.49 \text{ m}^3/\text{s}$

〃（白砂川右岸）  $4.50 \text{ m}^3/\text{s}$

注水用取水口（久森沢川右岸）  $0.069 \text{ m}^3/\text{s}$

川中発電所放水  $7.00 \text{ m}^3/\text{s}$

最大使用水量 25.60 m<sup>3</sup>/s

常時使用水量 14.72 m<sup>3</sup>/s

2 理論水力は、次のとおりとする。

最大理論水力 28,799 kW

常時理論水力 16,431 kW

(取水の条件)

第4条 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。

2 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行う者（以下「水利使用者」という。）に対し、前項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

(河川工事等による支障の受忍)

第5条 水利使用者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる流水の汚濁その他の支障については、この水利使用を行う権利をもって河川管理者に対抗することができない。

(工作物及び土地の占用)

第6条 工作物の位置又は土地の占用の場所及び占用面積は、次の表のとおりとする。

区 分	工作物の位置又は土地の占用の場所	占用面積
吾妻川取水施設	吾妻川 左岸 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原字遠西乙9番1 右岸 群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋字荻平59地先	1,591.58m <sup>2</sup>
須川取水施設	白砂川 左岸 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原字貝瀬乙463番地先 右岸 集水用取水口(2)の位置の表示に同じ	1,115.14m <sup>2</sup>
鍛冶屋沢調整池ダム	鍛冶屋沢川 左岸 群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字松谷山3471番2 右岸 群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字仲ノ瀬4014番1	419.40m <sup>2</sup>
白砂川水路橋	白砂川 左岸 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原字橋場1286番12 右岸 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原字嶋木253番4地先	346.92m <sup>2</sup>
吾妻川放水口	吾妻川 左岸 予備放水口(1)の位置の表示に同じ	203.49m <sup>2</sup>
雁ヶ沢川放水口	雁ヶ沢川 右岸 予備放水口(2)の位置の表示に同じ	399.63m <sup>2</sup>
計		4,076.16m <sup>2</sup>

(許可期限等)

第7条 許可期限は、平成34年3月31日とする。

2 許可期間の更新の許可の申請は、許可期限の6月前から許可期限の1月前までの間にしなければならない。

(管理規程)

第 8 条 水利使用者は、すみやかに、取水の基準、取水ダムの操作の方法その他取水ダムの管理について管理規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 取水ダムの管理は、前項の承認を受けた管理規程に従って行わなければならない。

3 河川管理者は、ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、この管理規程によっては、河川管理上支障を生ずると認める場合においては、この管理規程の変更を命ずることができる。

(取水量の測定等)

第 9 条 水利使用者は、圧力式水位計等により、取水口ごとの毎日の取水量を測定し年ごとにその結果をとりまとめて、翌年の 1 月 31 日までにこれを関東地方整備局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。

(洪水吐等の設計の変更の承認)

第 10 条 水利使用者は、ダムの洪水吐又はこの水利使用に係る水路その他、取水口から注水口若しくは放水口又は余水路吐口までの間の流路を形成する工作物で河川区域外にあるものの設計を変更し、又はこれを改築しようとするときは、あらかじめ、河川管理者の承認を受けなければならない。ただし、その設計の変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

(申請等の経由)

第 11 条 この水利使用規則により河川管理者又は局長に対してなすべき承認の申請又は報告は、関東地方整備局高崎河川国道事務所長を経由してしなければならない。

(標識の掲示)

第 12 条 水利使用者は、局長の指示するところにより、この許可に係る水利使用の内容その他必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(失効)

第 13 条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は、次に掲げるときは、その効力を失う。

(1) この水利使用が廃止されることとなる電気事業法の規定による処分があったとき。

(2) 許可期間の更新の許可の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があったとき。

(この水利使用規則の改正)

第 14 条 河川管理者は、この水利使用規則を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。